

カーリング指導普及備品貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、カーリングの普及を促進するため、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）が所有し、本協会の指導普及委員会（以下「指導普及委員会」という。）が管理するカーリング指導普及備品（以下「備品」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定める。

(貸出備品)

第2条 本規程により貸出しする備品は別表1のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 備品は、次の各号に掲げる団体等の事業において使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 本協会の加盟協会
- (2) 前号の加盟協会に加入する団体及び個人
- (3) その他本協会が特に認める者

2 前項に規定する事業とは、カーリングの競技力向上又は普及のために行われるイベント等とし、次のいずれかに該当する事業については、備品の貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
- (4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(申請及び貸出承認)

第4条 備品の借受けを希望する団体等は、原則として、借受日の3月前から1週間前までに本協会指導普及委員長（以下「指導普及委員長」という。）に事前予約を行い、その後、カーリング指導普及備品借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して、指導普及委員長に提出しなければならない。

2 指導普及委員長は、前項の申請を受けて承認するときは、カーリング指導普及備品貸出承認書（様式第2号）により、当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(備品の引渡し)

第5条 指導普及委員長は、前条に規定する承認を受けたもの（以下「借受者」という。）に対し、これを引渡しするものとする。

2 引渡しに要する費用は、原則として借受者が全て負担するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、指導普及委員長が必要と認める場合はその限りではない。

(使用料)

第7条 備品の使用料は、別表2のとおりとする。

(貸出取消)

第8条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取消することができる。

(1) この規程又は貸出条件に違反したとき。

(2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(管理責任)

第9条 借受者は、備品の貸出しについて、本協会の指示に従うものとし、備品を善良に管理するものとする。

2 借受者は、申請書の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

3 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の現状に復したのち返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、自己の責任により備品を毀損又は紛失した場合は、借受者は責任をもって弁償又は修繕を行わなければならない。

(事故等の処理)

第11条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、借受者の責任において適切に処理するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本協会会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年3月8日から施行する。

この規程は、令和5年12月5日から施行する。

この規程は、令和6年7月20日から施行する。

別表1

区 分	規格等	限度数量	備 考
フローカー	セット内容 ハウスシート1枚 赤ストーン 4個 青ストーン 4個	2セット	A (長野県で保管) B (青森県で保管)
カーリングブラシ	セット内容 ブラシ 20本 ブラシバッグ1個	4セット	2セット (青森県で保管) 2セット (広島県で保管)
カーリングスライダー	ステップオンタイプ	10枚	

別表2

区 分	1日あたりの使用料金	
	加盟協会及びその加入団体等	左記以外
フローカー	無 料	1セット 10,000円
カーリングブラシ	無 料	40本まで 10,000円 41本以上80本まで 20,000円
カーリングスライダー	無 料	10枚まで 10,000円

別表3

区 分	発送元・返送先
フローカー (Aセット)	〒389-0113 長野県軽井沢町発地 1154-1 (電話:0267-48-5555) 軽井沢アイスパーク気付 長野県カーリング協会 土屋長雄
フローカー (Bセット)	〒030-0913 青森市東造道 1-3-1 A407 (電話:090-2959-7970) 青森県カーリング協会 中村義人
カーリングブラシ	〒030-0902 青森県青森市合浦 1丁目 13番 1号 (電話:017-765-6200) オカでんアリーナ (青森市スポーツ会館) 気付 青森県カーリング協会 中村 宛
	〒732-0068 広島市東区牛田新町 1-8-3 (電話:082-222-1860) ひろしんビックウェーブ気付 広島県カーリング協会 岡本光明
カーリングスライダー	〒732-0068 広島市東区牛田新町 1-8-3 (電話:082-222-1860) ひろしんビックウェーブ気付 広島県カーリング協会 岡本光明

※フローカーはサイズが大きいので、「ヤマト便」などの大型荷物配送サービスをご利用ください。

様式第1号（第4条関係）

カーリング指導普及備品借用申請書

年 月 日

公益社団法人日本カーリング協会会長 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

カーリング指導普及備品を下記のとおり使用したいので申請します。

なお、備品の使用にあたっては、カーリング指導普及備品貸出規程に定められた事項を遵守します。

記

1. 使用目的				
2. 借用備品	品 名	数 量		
	フローアーカール	セット		
	カーリングブラシ（1セット20本）	セット		
	カーリングスライダー	枚		
3. 借用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
4. 使用場所				
5. 使用責任者	氏 名			
	電 話 番 号			
6. 返却確認 ※本協会にて記入	返 却 日	年 月 日	確認者	
	備品の状態			
7. その他				

様

公益社団法人日本カーリング協会会長
(公 印 省 略)

カーリング指導普及備品貸出承認書

令和 年 月 日付けで申請があったカーリング指導普及備品の貸出については、下記の通り承認します。

記

	品 名	数 量
1. 貸出備品	フローカー（A・B）	セット
	カーリングブラシ（1セット20本）	セット
	カーリングスライダー	枚
2. 貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
3. 使用料	金 額 円 (内訳)	
4. 使用料の振込先	公益社団法人 日本カーリング協会 みずほ銀行 渋谷支店 普通 2866556	
5. 貸出条件	(1) 使用料は使用前日までに振り込むこと (2) 申請した用途・場所で使用する (3) 貸出期間を守る (4) 借り受け及び返却に要する経費を負担すること (5) 備品は丁寧に扱い、貸出時の現状に復してから返却すること (6) 常に安全に配慮すること	

【発送元・返却先】

--	--

【問い合わせ先】

公益社団法人日本カーリング協会 指導普及委員長 中村義人

電話番号 090-2959-7970

E-mail: jca.promotional.committee@gmail.com